

相良村簡易水道事業経営戦略

平成29年3月

熊本県相良村 建設課

相良村簡易水道経営戦略

団体名：熊本県相良村

事業名：簡易水道事業

策定期日：平成 29 年 3 月

計画期間：平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	平成7年4月1日	計画給水人口	4,523 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適	現在給水人口	3,327 人
		有収水量密度	0.183 千m ³ /ha

② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他			(複数選択可)
施設数	浄水場設置数 4		管路延長	64 千m
施設能力	配水池設置数 4 1,510 m ³ /日		施設利用率	73.6 %

③ 料金

料金体系の概要・考え方	用途別に基本料金と従量料金を設定し、用途は一般家庭用・営業用・官公署用・一時使用の4つを設定しています。 また、口径別にメーター貸与料を設定しています。			
	種別	料率 用途	基本水量(1ヶ月)	基本料金(1ヶ月)
	専用	一般用 営業用 官公署 一時利用	基本水量10m ³ まで	¥1,500 ¥1,300 ¥1,300 ¥2,000
	メーター貸与料 (月額)	13mm 20mm 25mm	40mm 50mm 50mm以上	¥220 ¥1,200 ¥200
				以上は村長が別に定める。
	料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	事業開始以来、料金改定はありません。		

④ 組織

管理係は平成28年度現在4人体制であり、業務は道路管理、簡易水道事業、農業集落排水事業(浄化槽事業含む)を兼務しています。
職員給与の予算措置については、一般会計に2人、簡易水道事業特別会計に1人、農業集落排水事業特別会計に1人を置いている状況です。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成28年度に、村営4水道事業及び組合営の田代簡易水道事業を事業統合(施設同士は接続せず、経営を統合させる)、並びに棚葉瀬地区の一部を給水区域に加え、相良村簡易水道事業として事業認可をとる計画で進めています。
民間活用として、簡易水道施設維持管理及び水道水質検査業務ほか5業務について民間業者へ、検針業務については、地域住民に委託をしています。

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだか、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成28年度に策定・公表した平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しています。

経営比較分析表を活用することにより、本村の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

本村の給水人口は、ここ5年間の推移を見ると減少傾向が続いています。

平成28年度で事業統合を行うため、平成27年度の給水人口に対し、約170人の給水人口の増を見込んでいますが、今後は、過去5年間の普及率動向から推移を予測すると、継続的に給水人口が緩やかに減少していくものと予測されます。

(2) 水需要の予測

直近5年間の水需要については、増加傾向にあります。

この水需要増加傾向の要因は、村の水道と併せて、個人井戸や地元組合の水道を利用している所が、井戸や施設の故障などにより、村の水道だけに切り替えたことによるものなどが考えられます。

今後は、平成28年度の事業統合により、一時的に給水人口が増りますが、その後は人口減少・給水人口の減少に伴い、水需要は緩やかに減少していくと予測されます。

(3) 料金収入の見通し

直近5年間での料金収入は、給水人口が減りつつありますが、ほぼ横ばいとなっています。

今後は、平成28年度の事業統合により、一時的に給水人口や水需要が増えることで料金収入の増加が見込み、かつ未加入者の接続増を一定数見込んでいるため、今後10年間においては料金収入の増加を見込んでいます。

しかしながら、その後は人口減少・給水人口の減少に伴い、料金収入も減少していくことが予測されます。

(4) 施設の見通し

現在稼働している村営水道4施設のうち2施設は、建設されてから20年以上が経過し、施設内の電気計装設備等の劣化や、耐震化されていない配水管等の更新が発生しており、今後維持管理に掛かる費用の増加が見込まれます。

また、平成28年度の事業統合により、本村が維持管理していく施設が増加するため、これらについても維持管理の費用が増加する見込みです。

今後は計画的な施設更新等が課題となっています。

(5) 組織の見通し

現在水道担当者は実質1名であり、水道技術管理者の有資格者においても1名(担当)しかいないため、技術力等の継承が難しいことが課題となっています。

今後は最低でも2名体制での運営・管理を検討する必要があります。

3. 経営の基本方針

水道は、人の生活に欠かせない資源であり、安心で快適な給水確保が要求されます。

水道法第一章(総則)第1条において、「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」と記載されており、水道は日常生活に直結する貴重な資源であるため、自治体、需給者共に協力し、清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければなりません。

現在、本村においては村営及び組合営の簡易水道が整備されていますが、村の各地区には多くの飲料水供給施設が点在しています。

簡易水道事業については、今後も安定供給を図るため、将来的統合に向けて計画的に水道施設や管路等の更新、改修に努めていくと共に、飲料水供給施設についても、住民の生活用水の確保のため整備等の援助を行っていきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・地震等の災害に強い施設の維持管理、構築を行います。 ・安全で良質な水道水を将来に渡り安定的に供給するための投資を行います。
-----	---

・施設・設備の廃止・統合：

平成28年度の事業統合に伴い、平成29年度に相良村簡易水道施設(田代地区)の増改良を行い、また、棚葉瀬地区の一部への給水区域拡張工事を行います。(総事業費 約1億9,500万円)

・防災・安全対策に関する事項：

既存施設の耐震診断を行い、耐震性能を把握した上で、計画的かつ必要十分な耐震化を進めています。

・施設・設備の長寿命化等の投資の平準化

施設の適正な維持管理を徹底させることで長寿命化を図っていき、極力施設の大幅な更新等を抑えていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	・設備更新や耐震化事業に向けた長期的な財政計画の立案を行います。 ・企業債償還金の減少に伴う一般会計繰入金の減少を見込んだ上で適正に経営し、収支の均衡を図ります。
-----	--

・料金収入の見通し、料金収入の見直しに関する事項：

平成28年度の事業統合により本村の給水区域が拡大することで、給水件数・給水人口が増え、料金収入の増加が一時的に見込まれます。また、今後10年間は未加入者の加入促進による一定の料金収入の増加も見込んでいます。

・企業債に関する事項：

平成29年度中に、事業統合に伴う施設整備を行う予定であり、約1億800万円の企業債を借入予定となっています。

・補助金に関する事項：

上記の施設整備により、国庫補助金を約6,000万円受ける予定となっています。

・繰入金に関する事項：

繰出基準に基づく企業債償還金、高料金対策、基準外繰入となる赤字補填分を計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関しては、本村の給与制度により経費が算出されています。

・委託料に関しては、平成28年度の事業統合により運営・管理していく施設が増えるため、今後委託料が増加することが見込まれています。また、本村においては事業規模が小さいため、包括的民間委託や指定管理者制度を導入しても、効果が期待できないと考えています。

・修繕費に関しては、機械・設備等の適切な更新時期を踏まえて行うこととしています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	事業規模が小さいため、現時点での導入については検討していません。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイ징)	平成28年度中に簡易水道の事業統合を行いますが、施設どうしの廃止・統合は行いません。しかし、今後は施設の統合等の検討を行っていく必要があります。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	システムや設備等を見直し、今後、施設の合理化を検討していく必要があります。
施設・設備の長寿命化等の投資の標準化	定期的な点検を実施し、その点検結果に基づき、細やかに部品交換などを実施することで施設の長寿命化を検討しています。
広域化	現時点での導入は検討していません。

② 財源について検討状況等

料金	消費税の増税に伴い、簡易水道使用料を改定するかは、今後の検討課題となっています。
企業債	平成29年度の事業統合整備により企業債の借入が発生しますが、その後は施設の更新資金を計画的に積立てることで企業債の借入額を抑制させていく方針です。
繰入金	今後は統合の可能性が考えられないこともないため、現時点では、統合の際の財源について一般会計からの繰入に頼らざるを得ないことが検討課題となっています。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	現時点での導入は検討していません。
その他の取組	建設改良費に当たっては、国の補助事業の活用や交付税措置の有利な起債の借入等、適切な財源確保について検討します。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	現在は施設の保守点検・維持管理等単年度契約ですが、複数年の業務委託契約とすることにより若干費用が抑制できるか今後検討し、経費の削減、効率化に努めます。
修繕費	供用開始から20年を経過している施設もあるため、今後、更に修繕費等が増加することが懸念されます。早期に整備計画を立て、計画的に修繕を行っていく必要があります。
職員給与費	本村の制度によります。
その他の取組	水道普及率の向上を図っていくとともに、収納率向上など財源確保につながる経費について、費用対効果を検証しつつ取り組んでいきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3~5年ごとに見直し(ローリング)等を行い、PDCAサイクル(Plan:計画、Do:実・実行、Check:点検・評価、Act:処置・改善)を働かせていきます。
---------------------	--